

## 令和5年2学期からの中学校給食（食缶給食）のご案内

### 1 令和5年2学期からの中学校給食について

#### (1) 概要

令和5年2学期からの中学校給食は、現在、整備工事を進めている新しい学校給食共同調理場（以下「新調理場」という。）から配送する「食缶給食」を提供します。

「食缶給食」では、現在の小学校給食と同様に、新調理場で調理した給食を保温性の高い食缶に入れ、コンテナに載せたうえで、専用の配送車で各校へ届けます。温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供することができます。コンテナは、学校の指定場所に配置され、生徒自身が給食当番となり、白衣を着て配膳を行います。

飲用牛乳（ミルク）についても、原則としてすべての生徒に提供します。なお、食物アレルギー等により飲用を停止する場合には、医師の診断が確認できる書類の提出が必要となります。

#### (2) 給食費

**1食単価 328円**（飲用牛乳の代金を含む）

※就学援助の認定世帯や教育扶助を受けている世帯は、給食費の全額を市が補助します。

#### (3) 献立

国の学校給食摂取基準や市の衛生管理基準などにに基づき、栄養バランス等を考慮し、市の栄養士が作成しています。献立表は1か月単位で作成し、前月の下旬頃に学校から各家庭に配付します。

#### (4) 食材料

市の規定に基づき、原則として国内産の安全・安心かつ良質な食材料を使用します。野菜等は立川産を優先して使用しています。生鮮食品等については、市の栄養士が提出された見本で品質を確認した上で納入事業者を選定しており、より安全な食材料調達に努めています。

#### (5) 調理及び配送

- ・調理は、新調理場の運営事業者に委託しています。
- ・運営事業者は、市の調達した食材料を使用して調理を行い、保温食缶に配缶したうえで、学校ごとの専用コンテナに格納し、配送車により各校の配膳室に給食を配送します。また、コンテナの回収、洗浄、消毒、保管、残菜処理も運営事業者が行います。
- ・運営事業者の衛生管理に関しては、市の衛生管理基準に基づく指導を行っています。

#### (6) 食器・トレイ等

給食を盛り付ける食器は、強化磁器食器を使用します。また、食器を置くためにトレイを使用します。食器及びトレイは、共同調理場で洗浄・消毒したものを学校に配送します。

### (7) 食具（箸、スプーン等）

生徒が喫食するための食具（箸、スプーン・フォーク等）は、献立に応じて選別し、新調理場で洗浄・消毒したものを学校に配送します。家庭から持参する必要はありません。

### (8) 実施回数

市の指定する期間の中から、各校の教育課程に応じて学校が決定します。

### (9) 給食指導

食事についての理解を深め、望ましい食習慣を育てることや食事のマナーを身に付け、互いに認め合える好ましい人間関係を育てることを目標として、給食時間における指導等を行います。

### (10) 食物アレルギー対応

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」に基づき、食物アレルギー対応を行います。

## 2 給食費について

### (1) 利用申込

給食提供に関する市と保護者の皆様の契約関係を明確にするため、すべての生徒に「学校給食費口座振替（自動払込）依頼書（兼学校給食申込書）」（以下「依頼書」という。）を提出していただきます。提出していただいた内容は、記載事項に変更がない限り卒業まで継続します。

### (2) 申込方法

申込に必要な手続きについては、中学校入学後に改めて市から案内を郵送します。

### (3) 支払方法

- ・指定された口座からの口座振替によりお支払いいただきます。
- ・口座振替後の納付確認は通帳記入にてお願いします。領収書等は発行しません。
- ・残高不足等により振替ができなかった方には督促状を送付します。再振替は行いません。
- ・口座振替により納付した給食費が返金となる場合は、原則として振替口座へ返金します。

### (4) 納期限

令和5年2学期以降は、以下の予定で口座振替を実施します。

1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
4・5 月分	6月分	7月分	8・9 月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2・3 月分
5月 末日	6月 末日	7月 末日	9月 末日	10月 末日	11月 末日	12月 25日	1月 末日	2月 末日

※各月の末日が土日祝日の場合には、翌営業日に引き落としを行います。

## (5) 返金

- ・ 1か月の給食費の金額は、「1か月の給食予定回数 × 1食単価」で計算します。
- ・ 校外学習等により給食予定回数を実際の喫食回数下回った場合には、後日差額分を指定口座に返金します。
- ・ 以下の条件に該当する場合には、給食費を減額し、先に納付していただいた給食費との差額を指定口座に返金します。

条件	減額する金額	学校への申出
病気、事故等の理由により5日間以上連続して喫食しない場合	給食を提供しなかった回数×1食単価	必要です。最初に喫食しない日の5日前までに申し出てください。
食物アレルギーにより家庭から弁当を持参する場合	給食を提供しなかった回数×1食単価	必要です。毎月提出する「アレルギー食対応表」に記入してください。
食物アレルギー等により牛乳を飲用しない場合	牛乳を提供しなかった回数×1食単価	必要です。医師の診断が確認できる書類とともに申請書を提出してください。
学級閉鎖等の場合	(給食を提供しなかった回数－1)×1食単価	不要です。

### ア) 病気、事故等の理由による場合

あらかじめ連続して5日間以上給食を食べないことがわかっている場合には、最初に給食を食べない日の5日前までに学校に申し出ることによって、初日から給食費を減額することができます。また、急な事情により5日間以上給食を食べない場合には、食べなくなった日の5日目から給食費を減額します。

### イ) 食物アレルギーにより家庭から弁当を持参する場合

食物アレルギーにより家庭から弁当を持参する場合には、給食費を減額します。減額できるのは「給食を提供しなかった場合」であり、一部でも給食を食べる場合には、減額の対象になりませんのでご注意ください。

### ウ) 食物アレルギー等により牛乳等を飲用しない場合

乳アレルギーや乳糖不耐症により牛乳等(コーヒー牛乳やジョアなどの乳飲料を含みます)を飲用できない場合には、牛乳等の提供を停止し、牛乳代金相当額を減額します。提供の停止には、毎年度、以下の書類の提出が必要です。

- ・ アレルギー等による牛乳類代金減額申出書
- ・ 医師の診断が確認できる書類(学校生活管理指導表・診断書等)

エ) 学級閉鎖等の場合

学級閉鎖等の場合には、学級閉鎖により給食を提供しなかった日数から1日を減じた日数に、1食単価を乗じた金額を減額します。

(例) 3日間学級閉鎖となった場合：3日間－1日＝2日間×328円＝656円 を返金